

諮問庁：原子力規制委員会委員長

諮問日：平成29年8月30日（平成29年（行情）諮問第350号）

答申日：平成29年12月14日（平成29年度（行情）答申第386号）

事件名：発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の策定に当たり原子力安全・保安院等が原子力安全委員会に送付した文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針』（平成18年9月19日）（以下「指針」という。）の策定及び同指針に基づく実用炉の耐震バックチェックを実施するに当たって、原子力安全・保安院及び特定事業者等が原子力安全委員会に送付した文書と、それへの対応を原子力安全委員会が検討するために作成した文書、送付元へ返答した文書。これまでに特定個人あてに開示した文書、規制委のウェブで公開されている文書を除く。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月25日付け原規技発1705253号により原子力規制委員会委員長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

平成14年から平成16年までの期間における、今回の請求と類似した内容の行政文書は原規技発第1609124号、同1611154号で、1600ページ以上も公開されているにもかかわらず、それ以降の新しい文書を全く保有していないのは不自然である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、平成29年4月26日付けで、法3条の規定に基づき、処分庁に対し開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は平成29年4月28日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書について、取得しておらず、保有していないため、法9条2項の規定に基づき、原処分を行っ

た。

- (3) これに対して、審査請求人は、行政不服審査法2条の規定に基づき、平成29年5月31日付けで、原処分取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 本件審査請求を受け、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求については理由がないと認められたため、本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、本件対象文書を全く保有していないのは不自然であるとして、本件対象文書の不存在を理由とする原処分は誤った処分である旨主張しているため、以下、検討する。

開示請求書を基に、処分庁は本件対象文書として指針の策定及び同指針に基づく実用炉の耐震バックチェックを実施するに当たって、旧原子力安全・保安院及び特定事業者等（以下「旧原子力安全・保安院等」という。）が旧原子力安全委員会に送付した文書並びにそれへの対応を旧原子力安全委員会が検討するために作成した文書及び送付元へ返答した文書のうち、原規技発第1609124号及び同第1611154号（以下「別件開示決定等」という。）にて特定個人に開示した行政文書ファイル「原子力安全基準専門部会耐震指針検討分科会関係資料 H14.4～H15.12 保安院との打ち合わせ」、「原子力安全基準専門部会耐震指針検討分科会関係資料 H15.7～H16.2 保安院との打ち合わせ」、「原子力安全基準専門部会耐震指針検討分科会関係資料 H15.9～H16.9 保安院との打ち合わせ」、「原子力安全基準専門部会耐震指針検討分科会関係資料 H16.2～H16.6 保安院との打ち合わせ」及び「原子力安全基準専門部会耐震指針検討分科会関係資料 H16.1～保安院との打ち合わせ」に含まれる資料並びに原子力規制委員会ウェブサイト（以下「規制委員会ウェブサイト」という。）に掲載されている旧原子力安全委員会のウェブサイトで公開されている資料を除くものを請求されているものと判断した。

耐震指針検討分科会（以下「分科会」という。）は、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針等について最新知見等を反映し、より適切な指針とするために必要な調査審議を行うことを目的として設置されたものである。

分科会において最新知見等の反映の必要性を検討するに当たり、主要論点の整理を行うため、旧原子力安全委員会事務局が旧原子力安全・保安院と打合せを行い、その打合せ結果を取りまとめた資料が「指針改訂に関する主要論点等について（案）」として、第12回分科会（平成16年10

月26日)に報告された。

それ以降の議論は、取りまとめた資料に基づき、分科会の場で行われたため、旧原子力安全委員会事務局と旧原子力安全・保安院の間で打合せは行われておらず、これに関する資料は作成していない。

なお、旧原子力安全委員会及び旧原子力安全・保安院が保有していた行政文書は、原子力規制委員会に移管されていることから、念のため、書庫等を検索し、本件対象文書に該当する文書の有無を確認した。これに当たっては、分科会に関連して旧原子力安全委員会及び旧原子力安全・保安院が作成した行政文書を広く探索を行ったものの、本件対象文書の存在を確認することはできなかった。

したがって、本件対象文書について、原子力規制委員会は、取得しておらず、保有していないため、法9条2項の規定に基づき、不開示とした原処分の判断は、妥当である。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月27日 審議
- ④ 同年12月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、指針の策定及び指針に基づく実用炉の耐震バックチェックの実施に当たって、旧原子力安全・保安院等と旧原子力安全委員会との間で交わされた文書及びその検討に際して旧原子力安全委員会が作成した文書のうち、既に特定個人宛てに開示した文書及び規制委員会ウェブサイトで公開されている文書を除いたものである。

審査請求人は、処分の取消し並びに文書の再特定及び全部開示を求める旨主張し、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としている。

本件開示請求は、特定個人に対する別件開示決定等が行われたことを前提とするものであり、本件対象文書の存否を明らかにすることにより法5条各号の不開示情報を開示することとなる場合には、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものに該当する可能性があることから、以下、この点について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

- (1) 本件開示請求は、指針の策定及び指針に基づく事後調査の実施に当たって、旧原子力安全・保安院等と旧原子力安全委員会との間で交わされた文書及びその検討に際して旧原子力安全委員会が作成した文書のうち、既に特定個人に対し開示した文書及び規制委員会ウェブサイトで公開されている文書を除いた文書の開示を求めるものである。
- (2) 本件対象文書の存否を答えることは、別件開示決定等の他の情報と照合することにより、特定個人が過去に処分庁に対して行った開示請求の有無及びそれに対する開示決定等により特定個人が入手した文書（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められ、本件存否情報は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められない。
- (3) したがって、本件開示請求については、本来は存否応答拒否すべきであるが、処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行っており、改めて原処分を取り消して存否応答拒否による不開示とする意味はないため、原処分において本件対象文書を保有していないとしたことは、結論において妥当であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

諮問庁の理由説明書によれば、本件開示請求者は、過去に開示された文書については開示対象から除外することを希望する趣旨で、特定個人の氏名を本件開示請求書における開示を希望する文書名に記載したものと認められる。このような場合には、開示請求者に当該開示請求の趣旨を確認した上で、特定個人の氏名ではなく、過去の開示決定の文書番号等を明示させるなど、請求文言の補正を求めるのが相当であることから、今後、処分庁においては、情報公開制度に関する事務処理の適正化を図ることが望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久